

Title	スウェーデン犯罪防止委員会の報告書概観 (一九八五年)
Sub Title	A Brief Survey of Repors of the National Councilfor Crime Prevention of Sweden (BRA) 1985
Author	坂田, 仁(Sakata, Jin)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1986
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.59, No.9 (1986. 9) ,p.81- 103
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19860928-0081

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

スウェーデン犯罪防止委員会の報告書概観（一九八五年）

坂田 仁

昨年中にスウェーデンの犯罪防止委員会から私の手許に送られて来た資料は左記の通りである。ストックホルム大学のK・スメリ教授と犯罪防止委員会のご好意に感謝しつつ、以下その大要を紹介することにした。

最初に最近（一九八六年三月現在）まづに送られて来た資料を全部掲げる。

- BRÅ Forskning
 - 1. Företagskonkurser och ekonomisk brottslighet (av Dan Magnusson) Rapport 1985: 1 (企業破産と経済犯罪)
 - 2. Effekter av halvtidsfrigivningen (av Jan Ahlberg) Rapport 1985: 2 (刑期二分の一経過後の仮釈放の効果)
 - 3. Datorteknik och brottslighet (av Artur Solarz) Rapport 1985: 3 (コンピュータ技術と犯罪)
- BRÅ Utredning
 - 4. Lönar sig brott- och straff? (av Ann-Mari Sätre) Rapport 1985: 4 (犯罪・刑罰は引き合うか?)^(一)
 - 5. Brotsutvecklingen-Lägesrapport 1985-, Rapport 1985:5 (犯罪の傾向)
- BRÅ Utredning
 - 6. Tekniskt brotskydd för bostad och mindre företag (1985: 1) (住宅と小企業の機械防犯)
- Kansli PM
 - 7. Den grå låneemarknaden (av Dan Magnusson) 1985: 6 (闇金融市場)
 - 8. Sprutmarknani bland "vuxna stockholmspojkar" (av Jerzy Sarniecki) 1985: 11 (成人した「ストックホルム少年」の中の薬物乱用)

9. *Stöd och hjälp åt brottsoffer* (av Sven Falkner) 1986:

1 (被害者の救済)

10. *Narkotikasituationen i Sverige 1986* (av Bo Svansson)

1986: 3 (スウェーデンの薬物乱用の状況)

。英文資料

11. *Everyday Violence in Contemporary Sweden* (by Per-

Olof H Wikström) Report No. 15

12. *The Swedish Code of Judicial Procedure*, Report No. 16

13. *Predicting Social Maladjustment* (by Jerzy Sarnecki)

Report No. 17

14. *Economic Crime* (ed by Dan Magnusson) Report No. 18

15. *Crime and Criminal Policy in Sweden 1985*, Report

No. 19

16. *Economic Crime in Sweden* (by Bo Svansson), *Information Bulletin of the NCCP* (Brå), No. 1, 1985.

右の他 *Ungdomsbrottslighet* (少年犯罪) と *Young People's Crime* (若者の犯罪) が届いている。また *BRÅ Arpora* は六号昨年中に刊行され、本年度の第一号まで届いている。

第一の報告書は、破産に伴う様々な犯罪現象の調査結果の報告である。報告は、(1)一九八三年中に破産宣告のあった事件の中から一〇〇件を選んで行った実態調査、(2)一九八二年に破産宣告のあった事件の中から同じく一〇〇件を選んで行った実態

調査、及び(3)統計中央局作成の犯罪統計中債務に関連する犯罪(刑法二一章に定める罪)にかかる部分の分析・検討の三部からなっている。(1)は、破産手続進行中の調査、(2)は、破産手続終了後の調査である。

破産に伴う犯罪とその防止のための関係機関の活動の効果その他、破産手続に伴う公訴、判決及び営業禁止、破産財団の債権及び債務の範囲及び損失を受けた債権者、破産の背景となった事情、否認権の行使及びその他の支払手続の範囲、破産者又はその近親者への財産の売却、破産請求者、破産者のタイプ及び破産株式会社の資本金の規模、破産管財人の報酬額、債務に関連する犯罪の公式統計の内容が調査されている。

一九八三年の調査対象破産事件一〇〇件中、七五件に犯罪の嫌疑(一七七件)がみとめられた、そのうち五六件は会計帳簿犯罪(刑法二一章五条)で、二一件が債権者の不注意な無視(同二一章三条)、一六件が債権者への不忠実(同二一章一条)で、これらが主要なものである。

一九八二年の調査対象事件では、一〇〇件中、三九件で実際に犯罪の告発がなされ、一四件で犯罪の告発はなかったが、嫌疑がみとめられた。犯罪の告発、嫌疑ともになかったのは、四七件であった。

破産の背景となっている事情は、租税支払、個別債務、資本金不足、企業能力欠如、利益取得条件の不存在の五個の要因に分けられている。また、個別債権者は租税の徴収との関係で不

利益を受けていること、破産企業には、設立後数年という短命のものの多いことが指摘されている。しかし、一九七〇年に比し、破産債権における租税の比率が減少し、個別債権の比率が増大している。その他、様々な指摘があるが、紹介は省略する。⁽⁴⁾

破産に伴う犯罪は、破産法に定める犯罪と刑法一章の債務に関する犯罪の二種があるが、刑法一章の犯罪だけがとり上げられている。破産に関する統計にも、破産と債務に関する犯罪の関係を示す情報はない。

債務に関する犯罪の認知件数は、一九八三年に二、四三九件に達しており、これは、一九七七年の約五倍である。この数には統計処理上の誤差があり得るが、事件増は確かである。同年中に解決した事件は一、五四三件である。その中で、一九八三年に認知された事件は五〇〇件余、約三分の一である。犯罪の内容は、会計帳簿上の犯罪が大部分で、検察官の処理（訴追、起訴放棄をふくむ）した事件の九〇％弱である。処分は、条件付判決が六六％、拘禁が一九％、罰金が二二％である。起訴放棄と略式命令は少ない。拘禁の件数が増えているとされる。

第二の報告書は、一九八三年七月一日から施行された仮釈放制度の改革がその年の後半の犯罪現象、とくに住宅への侵入盗の増加にどの程度の影響を与えたかを分析したものである。

一九八三年の制度の改正は、従来、刑期の三分の二の終了後に与えられていた、拘禁受刑者の仮釈放を、刑期の二分一の終

了後に与えるようにしたものである。これにより、受刑者の早期の釈放（社会復帰）が可能となった。⁽⁵⁾ところが、一九八三年には一九八二年に比べて、一般の窃盗事件の認知件数が減少したのに、住宅への侵入盗は増大していた。そこで、一九八三年七月一日に改革の結果として、約五〇〇人の受刑者が時を同じくして全国の刑務所から仮釈放されたことがその原因ではないかと問題にされた。⁽⁶⁾この問題への解答がこの報告書で試みられているのである。

解答の手順は次のようなものである。

1、侵入盗の増加傾向をストックホルム、ヨーテボリ、マルメの三大都市圏及びその他の地域について調査する。更に、一九八二年及び一九八三年の各々の年の前半と後半の数値を調べる。その結果、マルメを除いて、年の後半の方の増加が目立つ。

2、例年、年の後半は前半より事件が多いので、その増加率を一九七八―八二の五年間で平均し、それを一九八三年の前半の数にかければ、一九八三年の後半の事件数の期待値がえられる。それと実際の観測値を比較する。その結果は、全国で二、六七〇件観測値が期待値を上まわった。これから、通常予想される変動幅±八〇〇件を差し引き、二、〇〇〇件を仮釈放制度改革の影響と推定する。

3、更に、事態を細密に分析するために、制度改革によって、個々の受刑者が実際に享受できた自由を月数を単位として

矯正統計から計算する。その結果総数で三、一九〇月が四九五人に對して、制度改正を理由にして自由なものとして与えられたと推定する。

この数をもとに複雑な手続を経て、一自由月当りの重傷盜、窃盜、詐欺、強盜、傷害の数を求める。それをもとにして、一九八三年後半に予想される上記各犯罪の推定認知事件数を求める。その数は、重傷盜一、二〇〇件、窃盜二、三〇〇件、詐欺六〇〇件、強盜六〇件、傷害一、二〇〇件、住宅侵入盜八〇〇件となっている。この数に、信頼限界内の誤差を考慮し、最終的に、侵入盜の増加に制度改革が影響しているとの結論を得ている。

著者の最終のコメントは、改正前にこの種の分析をしてもよかつたであろうということであつた。

第三の報告書は、コンピュータ犯罪に関するものである。

一九八二年に犯罪防止委員会はコンピュータ犯罪に関するカンファレンスを開催している。その時の資料は *Datorteknik Brotsfighet ADB-säkerhet* (BrA:s 1982: 7) として公刊されている⁽⁸⁾。その時の資料のまとめをした Artur Solarz が本報告書の著者である。

本報告書は、犯罪学の視点からコンピュータ犯罪をみていくこととするもので、その実態、予防の方法、データ処理技術の発展と犯罪の形態の変化を研究している。犯罪とのかかわり

は、銀行との取引の中で生じるコンピュータ犯罪を主に扱っているため、取引用の専門用語が頻繁に用いられ、加えて情報科学の専門用語も当然多用されているので、理解できない部分があつた。これからの技術革新の進展に合わせて犯罪が変化していくことを考えると、情報科学の知識も、犯罪の研究に不可欠であることをこの報告書は示していることを知らされた。

日本では、コンピュータ犯罪⁽⁹⁾であるが、スウェーデン語では *datortvång* 或いは *datarelaterade brott* といわれる。日本のパソコンはスウェーデン語では *persondata* であり、ADB とするのは *Automatisk databehandling* の略語で、自動的データ処理ということである。コンピュータ技術或いは情報処理技術は、*datorteknik* で、日本ではいう情報化は、*dataisering* とすることになる。

dataforbrot とは何か。定義は、法的にも犯罪学的にも曖昧である。著者は、これを積極的に定義せず、経験的にコンピュータ犯罪といわれているものの記述を行う。コンピュータ犯罪の概念を定義することは特に必要とは思えない。それよりもむしろ、新しい技術に於いて、部分的な改革を目指して、現行の法の規定をみなおしていく作業が必要のようだという⁽¹⁰⁾。コンピュータ犯罪、コンピュータ関連犯罪を分けることにも消極的である。

コンピュータ技術のもつ犯因的条件として、著者は、複雑さ、集中性、コンピュータ・エラーの頻度、空間的条件の超

第1表 コンピューター関連横領事件(刑法10章3条)

		コンピューター関連	その他
被害者	銀行・郵便局	79%	5%
	その他	20%	95%
被害額	平均	196,000 kr	137,000 kr
	中位数	83,000 kr	47,000 kr
行為者	性別 男	56%	87%
	女	44%	13%
	平均年齢	35.2歳	42.5歳
	犯歴有	10%	15%
	内部関係者	81%	—
	勤続11年以上	51%	25%
	5年以上	62%	—
	3年以上	75%	—
薬物乱用有	15%	14%	
犯行動機	経済的理由	68%	34%

(BRÅ Rapport 1985: pp. 79-93の記述により作表。)

克、時間的條件の超克、匿名性に求めている。しかも、暗数が多く、発覚の可能性は小さく、被害者が犯罪として告訴・告発する傾向も小さい。定義(とくに法律的に)が一定しないので正確な統計資料が欠如している。従ってその研究は困難である。右の前提に立って、一九八一—一九八三の三年間に地方裁判所で終局した横領事件(刑法一〇章三條)について、それをコンピューター関連の事件とそうでない事件に分けて比較することが試みられている。事件の数は二二八で、コンピューター関連

事件は四八である。⁽¹³⁾

その他、銀行からの被害届出の傾向をみるために、銀行から監督官庁への報告書の分析と、コンピューター関連の窃盗事件の実態を調べるために、ヨーテボリ警察区内の事件の分析が行われている。

横領事件の調査結果についてみると、事件の様子は概ね第一表の如くなる。通常の犯罪とはかなり異なっていることが判る。この結果は興味のあるものといつてよいであろう。とくに、行為者に女性の比率が大きく、企業内部の者(端末或いはシステムに接近しやすい者)が多く、犯罪歴も薬物乱用の経験もない、勤続年数の長い、いわば、まじめな人々が多いという事実は、犯罪予防の上で重要な意味をもつものといつてよい。⁽¹⁴⁾

一九七九年から一九八三年までの四年間に銀行から監督官庁への報告の中で届出のあった横領事件は二七八件、このうち五五件がコンピューター関連犯罪であったが、警察への届出が確認出来たのは、一九件(約三分の一)であった。この資料によると、被害額の大きいものが届出されること、管理職にある者はそれ以外の者に比べ多額の横領をしていること、犯人の勤続期間が長いこと、管理職が犯人である場合は内部監査では発覚しにくいことが指摘されている。

コンピューター犯罪の発生には、犯人の個人的な犯因性の要因(人格或いは環境)よりも犯行の機会を規定する状況的な要因の方が重要な役割を果している。例えば、発覚・検挙の可能性

の大小、或いは犯罪に伴う cost-benefit (経費と利益) の判断が、コンピューター犯罪には大きく関わっている。

従って、予防も、人間的要因(もちろん、制度的統制機構は非形式的な統制機構の弱体化を完全にカバーすることはできないが)だけでなく、犯行の機会を客観的に減少させる方策に重点をおくべきだとされる⁽¹⁵⁾。一般の犯罪とは異なり、全ての従業員が犯罪を犯す可能性があるともとれる見方がなされている(第1表を参照)。システム管理の方法として、著者は、リアルタイムで同時に残高照合の可能なオンラインシステム、ICカードへの転換、シールによる方法 (sigillumetod) を取上げて論じている。

第四の報告書は、経済学の理論を犯罪と刑罰の関係に応用したもので、特に環境犯罪を選んで、それと処罰の関係を問題にしている。

基礎的理論としては、Gary S. Becker のモデル (Crime and Punishment: An Economic Analysis, J. of Political Economy 76 (mar./apr.), 1968) を用いている。

犯罪行動を経費と利益の均衡によって説明しようとするもので、経費を最小に、利益を最大にする形で経済活動が行われるとする考え方を、そのまま犯罪行動にあてはめる。犯罪行動の場合、刑の重さと検挙の可能性とを一方に、他方に犯罪による利益を置いて、この両者の均衡を考える。それと同時に、犯罪者を、リスクを求める者、リスクを避ける者及びリスクに無関

心な者に分ける。そして、リスクを求める者は、検挙率が仮に大きくても、得られる利益が大きいと期待できれば、犯罪を実行し、他の二者は刑の重さを考えに入れて行動するとする。

この立場から罰金刑のあり方を考察し、罰金における二つの考え方、罰金刑は、被害と犯罪によって生じたその他の社会的費用によって定め、犯人の収入とは無関係とする考え方と、罰金刑のもつ威嚇的效果を重視して、犯人の収入と関連させてとらえる考え方を紹介し、公害罪(環境犯罪)について法人処罰(罰金)を導入する提案を行っている。

第五の報告書は一九八四年の犯罪のすう勢の報告であるが、今回は送付されて来なかったので、その内容の紹介はできないが、その要約⁽¹⁶⁾が届いているので、それを以下紹介しておくたい。一九八四年には九八三、〇〇〇件の犯罪が発生している。これは一九八三年に比し二四、〇〇〇件の増加である。刑法犯は四六、〇〇〇件の増加(前年比六%増)であったが、特別法犯は二二、〇〇〇件の減少(前年比一四%の減)である。長期にわたる犯罪の増加の理由は、前回の概観で紹介している通りで、特につけ加えることはない。即ち機会構造の変化と非公式的社会統制の衰退である。

要約は、昨年の犯罪のすう勢の特徴として、性犯罪及び薬物犯罪への厳しい姿勢と窃盗に対する寛大な態度を指摘すると同時に、拘禁の判決の三分の一は交通犯罪によるものであること

を指摘している。

犯罪のすう勢に大きい影響を与えているのは、一部の犯罪歴の長い犯罪者であり、刑の威嚇力の減少、検挙率の低下、及び寛大な処罰によっても、最近の犯罪が影響を受けているとされる。

犯罪の大勢に影響を及ぼしているのは、財産犯（刑法犯の七五％）であり、一九五〇年に比べて、強盗は一九倍、器物損壊は一四倍になっている。勿論数の上では窃盗が最大である。

警察に認知（届出）された事件の三％が人身犯（殺人をふくむ）であり、死亡した被害者は一一六人であった。重傷害は二、一四〇件である。

特別法犯では、薬物犯罪（三三八、〇〇〇件）、交通犯罪（六七、〇〇〇件）が多い。

一九八四年には、認知事件の三八％が検挙（解決）されている。罪種別では、窃盗は一七％、人身犯では五〇％以上が解決している。特別法犯の有罪率が高い。これは、現行犯が多いからである。その他の犯罪では、有罪率は下って来ている。窃盗の検挙率は、一九七四年の三四％から二〇％に、侵入盗の有罪率は（発生件数との比率で）二〇％から一二％に落ちている。

一九八四年中に刑事訴追又は起訴放棄を受けた者は一七八、〇〇〇人で、うち二一、〇〇〇人は起訴放棄を受け、八四、〇〇〇人は略式命令を受けている。即ち、六〇％は検察段階で処理されたことになる。有罪になった者のうち、罰金が一一、〇〇〇人、保護観察が六、〇〇〇人、拘禁が一四、七〇〇人である。

判決を受けた者の四分の一は二十五歳未満であるが、一九七四年に比べれば、この比率は小さい。しかし、拘禁の有罪判決中の比率は一九七四年に比べて、二五％の増加である。これは、薬物犯罪の増加と人身犯罪での有罪判決の増加とに関係がある。

第六の報告書では、犯罪の実態、被害者調査の結果、警備保障・防犯設備に関する業界の市場形成を検討した上で、基準に適合した、住宅及び小企業むけの防犯設備の選択を容易にすることを目的とする提案が行われている。

要約によると、防犯市場（企業）での需要の高まりを前提として、警備保障・防犯設備の業界の分析・評価を行い、その結果にもとづいて下記のような指摘がなされている。

- 1、防犯設備等に特に問題となるものはないが、業界と盗難防止協会は、消費者運動とともに、防犯市場の形成を監視して、不都合が生じた場合には、必要な措置をとるべきこと。
- 2、業界の自主規制によって、市場形成の倫理を確立すること。
- 3、警察によるインテンシブな助言が必要であり、消費者は、必要に応じて警察に情報や意見を求めることができるようにすること。
- 4、とくに警報装置については、警察庁が業界に要求を出せるようにすること。
- 5、防犯設備の取付を建築基準法にとり入れると同時に、防

犯設備の取付に対する公費からのローンを、国の住宅ローン又は住宅補助金に加えること。

第七の報告書は、ストックホルム市内の闇金融業の実態調査の報告である。

第八の報告書は、一九五六年以来の少年の追跡調査の一環として行われた薬物乱用の現状をそれらの調査対象者について調べたものである。この報告書と、後掲の第一三の英文の資料とは、内容的に密接な関係があり、別々に取り上げるよりは同時に紹介すべきものである。ここで、第一三の英文の資料もふくめて紹介しておく。著者はどちらも J. Sarnecki⁽¹⁷⁾ である。

第八の報告書は⁽¹⁸⁾、また、BRÅ Apropå nr. 5 (1985)⁽¹⁹⁾、及び nr. 1 (1986) に掲載されている。

このふたつの報告書は、同じ基礎データにもとづいて書かれている。スウェーデンでは、一九五六年にストックホルム市在住少年について、非行原因を探求するための調査が行われ、その時の調査対象がそのまま追跡調査された。⁽¹⁹⁾ サルネッキによるこのふたつの報告の一つは、それら対象少年の追跡調査の総合的なまとめであり、他の一つは成人後の薬物乱用の発生状況を調べたものである。

- (1) このふたつの報告書の基本資料は次の通りである。⁽²⁰⁾
 (1) 一九五九年一月から一九六〇年三月までの間に軽い財産

犯で初めてストックホルム警察に補導された十一～十五歳の男子生徒（女子は除かれている。）一九二人。

- (2) (1)の対象群として住民台帳をもとに選ばれた九五五人。

- (3) 一九三九年～一九四六年の間に出生したストックホルム市の少年（男）二二二人。

- (4) 一九五五年一月から一九六一年八月の間にストックホルム市児童福祉委員会によって、*gata* という少年施設に送致された少年一〇〇人、年齢は七～一五歳である。

以上のうち、(1)は非行群、(2)は対照群で、これが追跡研究の主群になる。(3)、(4)は他の研究に用いられた対象者であり、(3)は、標準的な少年の代表として、(4)は施設収容者であることから、犯罪的負因の最も大きい者の代表として選ばれている。(1)と(2)とは、年齢、社会的階層、家庭の状況、居住地域を共通にするマッチング⁽²¹⁾が行われている。その数は、予備調査として、(1)、(2)各々四二人、本調査として(1)一五〇人、(2)五三人(1)の三人と(2)の一人をマッチさせている)となっている。その他に、調査自体の処遇の影響をさけるために、一七五人のダミーを調査している（これは追跡研究には含まれていない）。

これらの者について、第一三の資料では、(a)一一～一五歳時の社会適応、(b)一六～一九歳時の社会適応、(c)二〇～二四歳時の社会適応、(d)一九八三年～一九八四年における社会適応が調査比較され、⁽²³⁾第八の報告書では一九八三年における薬物経験が調査されている。⁽²⁴⁾そして、それぞれ、少年時代の状況と成人後

の状況とが比較されている。

* * *

始めに、第一三の資料の内容をみることにする。この報告書は英語で書かれているが、スウェーデン語の報告原本が印刷されているか否か、今のところ不明である。著者によれば、この報告書は、一九五六年の調査研究の一つの総括の意味を持つものである。

調査は、精神医学的調査、心理学的調査、社会心理学的調査、公的登録資料調査、家庭訪問調査、追跡調査の六種類が行われた。徴兵検査時の調査など成人後の調査は、研究の頭初から企画されていたのである。

精神医学的調査では、遺伝、家庭状況、学校での状況、余暇行動、生育史、身体的疾患、精神的疾患、精神—身体医学的症候について調査されている。予備調査では脳波も採られている。それにより、診断と予後が判定された。心理学的調査では、知能テスト、ロールシャッハテスト、青年版TAT、の検査を実施し、その他に精神的自我心理学の立場からの診断がなされた。社会心理学的調査では、少年との面接資料、生育環境と家庭環境、学校での状況、交友関係、余暇活動、飲酒・喫煙、宗教、自己申告犯罪調査、が行われ、複数の調査員による評価が加えられた。公的登録資料としては、犯罪登録、禁酒委員会登録、社会救助委員会登録、児童福祉委員会登録、税務署などが調査されている。

追跡調査では、対象者の住所、住民登録の場所、婚姻関係、収入、資産、疾病、家族、扶養義務、社会保障登録のデータ、警察記録、犯罪記録、労働市場局のデータ、教育、禁酒等に關わる資料など多数の項目が調査されている。

以上のぼう大な調査の資料を整理して、サルネッキは、成長したストックホルムの少年の章で一九八三—一九八四年の対象者の状況を示し、次に、少年時と成長後の社会適応の状態を比較分析し、非行予測（社会適応予測）の問題を扱っている。

(1) 一九五〇—一九六〇年代の少年は、成人後、どのような状態にあるか。

ここでは、主たる対象者二八七人を、D₁群（非行群、但し補導一回）、D₂群（非行群、但し補導二回以上）、C群（対照群）に分けて、各々の現状を示している（第2表、第3表参照）。死亡⁽²⁶⁾についてみると、D₂群の死亡者の比率はC群の一一・五倍になっており、⁽²⁶⁾群では実に一三%が一九八三年迄に死亡している。しかもその大部分が自殺、事故死、薬物による中毒死である。

C群には自殺者は一人もいない。その他、疾病登録、犯罪の発生、失業率は、いずれもD₂群に多く現われていて、その後の人生は暗いものになっている。しかも、独身生活者、子供と同居していない者もD₂群には多い。収入も少ない。

(2) 社会適応についてはどうであろうか。

ここで著者は、社会適応の程度を次の五段階に分ける。

1、非常にわるい。

第2表 成人後の状況

成人後の地位	D ₂ 群	D ₁ 群	C群
死亡(1983年)	11%(61)	8%(131)	1%(95)
70日以上の疾病(1982年)	16%(54)	9%(121)	1%(93)
薬物乱用(25歳以上)	15%(58)	7%(127)	1%(95)
拘禁の判決(25-29歳)	26%(58)	14%(127)	4%(95)
拘禁の判決(30-34歳)	21%(54)	12%(121)	4%(?)
一人当たり平均犯罪数(25-34歳)	29 (26)	26 (28)	7 (13)
結婚(1982年)	26%(54)	49%(121)	62%(93)
同居の17未満の子(1980年)	35%(54)	56%(121)	62%(93)
第一子の扶養義務(子と別居の指標)	45%(37)	35% (85)	9%(64)
小学7年修了以下(1970年)	30%(58)	16%(127)	12%(95)
高校3年修了以上(1970年)	3%(58)	7%(127)	23%(95)
大学卒業(1982年)	0%(54)	7%(121)	9%(93)
大学在学(1982年)	5%(54)	16%(121)	24%(93)
失業 1975-83年(労働市場局)	19%(54)	9%(121)	5%(93)
徒遊状態(1975年)	38%(54)	16%(121)	6%(93)
職業 父(1960年3月)より低い	60%(54)	46%(121)	29%(93)
父より高い(1980年)	23%	30%	46%
25-29歳に得た年金点(収入の指標, Median)	211 (58)	351 (125)	377 (94)
同上(30-40歳)	313 (54)	401 (121)	471 (93)
自宅所有(1980年)	21%(54)	20%(121)	48%(93)

? 原表では121になっている。

() 内は総人数。Report No. 17, p. 23-24. Tab. 3.)

第3表 死亡者

(%)

群	疾病	事故	自殺	薬物	合計
C群(94, 36)	—	1.0	—	—	1.0
Stockholm群(222, 40)	3.0	0.5	0.5	1.5	5.5
D1群(131, 36)	1.0	4.5	—	2.0	7.5
D2群(60, 36)	1.5	1.5	7.0	1.5	11.5
Sk&群(100, 36)	—	6.0	4.0	3.0	13.0
合計(N)	9	15	9	10	43

() 内は人数と平均年齢。(Report No. 17, p. 25, Tab. 4.)

第4表 社会適応状態(社会適応尺度ADSOCADJによる)^(%)

	D ₂	D ₁	C	合計(N)
非常に悪い	25	14	5	13(38)
悪い	23	6	4	9(26)
部分的不良	22	22	18	21(58)
良い	27	42	51	42(117)
非常に良い	3	16	22	15(43)
合計(N)	100(60)	100(127)	100(95)	100(282)
分類不能	(1)	(4)	(0)	(5)

(Report No.17, p.35, Tab.8.)

2、わるい。
 3、部分的に適応不良。
 4、よい。
 5、非常によい。

中間を普通としていないことに注意する必要がある。1は、自殺、事故死もふくめて、合法的手段で生活ができない、長期の刑事制裁を受けている、住居がない、飲酒癖で施設への入退所を反覆している、薬物の注射による乱用を行っているなどの状況をさす。2は、相当長期にわたり自活できない、何回か受

刑する、アルコール・薬物の乱用者としての記録をもつ、乱用による病気等を示す者を指す。時たま自律し、まじめに生活しようと努力することもある。3は、最低線でやっと自活しているが、小犯罪や、飲酒癖が観察される者を指す。4は、充分自活でき、犯罪や薬物乱用の事実が公の機関の目にふれず(たま

にしているかもしれないが、些細なもの)に在る者を指す。5は収入も多く、生活が安定していて法違反や薬物乱用の記録はなく、家屋の条件もよく、教育も充分受けている者を指す。

この分類基準に従って、D₂、D₁、Cの三群について、成人後の適応状況をみたのが第4表である。D₂群の二五年後の社会適応のよくないことが読みとれる。同時に、各群とも4が一番多いこと及びD₂群の三% (二人)とD₁群の一六% (二〇人)が5に、逆にC群の五% (四人)が1に分類されていることにも注意をむける必要がある。

(3) 次に、成人後の社会適応に影響を及ぼしている要因を分析するために、多重回帰分析の方法を用いて、一九五六年の調査結果と成人後の社会適応の関係を検討する。

説明要因として選ばれたのは、一一―一五歳時の社会適応、一六―一九歳時の社会適応、二〇―二四歳時の社会適応、一八―三三―一九八四年の社会適応、及び精神医学的予測1(処遇を伴わない場合)⁽²⁸⁾、精神医学的予測2(処遇が行われた場合)、ロールシャッハテストによる予後判定、青年版TAT(AAT)による予後判定、心理学的診断(自我の発達障害)、養育プロフィール、養育の型、社会心理学的予後診断、非行群(D₁及びD₂)の自己診断の九つである。

これらは、対象者調査のぼう大なデータの中から選ばれたものである。この全体の相関係数表は第5表の通りである。この表の中で用いられている略語の意味は下記の通りである。

第5表 各要因と社会適応との相関

	PSTP ROG1	PSTP ROG2	RASO CRT	AATA SOCR	PSLO GDIA	UPBR PROF	UPBR TYP	SPSP ROG	OWNP ROG	SOCADJ DJ11	SOCADJ DJ16	SOCADJ DJ20	ADSOCADJ CADJ		
1 PSTPROG 1	1.00	.88	.36	.39	.34	.44	.45	.57	.29	.54	.59	.41	.43		
2 PSTPROG 2		1.00	.31	.34	.34	.36	.40	.48	.20	.47	.51	.35	.38		
3 RASOCRT			1.00	.44	.69	.18	.23	.31	.04	.34	.34	.28	.21		
4 AATASOCR				1.00	.53	.33	.35	.42	.05	.44	.49	.38	.31		
5 PSLOGDIA					1.00	.31	.24	.32	.02	.40	.45	.46	.35		
6 UPBRPROF						1.00	.81	.61	.30	.46	.46	.36	.29		
7 UPBRTYP							1.00	.64	.19	.47	.45	.40	.37		
8 SPSPROG								1.00	.29	.58	.61	.46	.41		
9 OWNPROG									1.00	.17	.10	.01	.01		
TOTAL(1-9)	(1.00)	.66	.70	.52	.48
SOCADJ 11-15											1.00	.63	.58	.53	
SOCADJ 16-19												1.00	.69	.88	
SOCADJ 20-24													1.00	.77	
ADSOCADJ														1.00	

(Report No.17, p.40, Tab.10, p.62, Tab.13, p.66, Tab.15)

PSTPROG 1 精神医学的予後診断1
 PSTPROG 2 精神医学的予後診断2
 RASOCRT ロールシヤット
 AATASOCR AATテスト
 PSLOGDIA 心理学的予後診断⁽²⁸⁾
 UPBRPROF 養育プロフィール⁽³⁰⁾
 UPBRTYP 養育の型⁽³¹⁾
 SPSPROG 社会心理学的予後診断
 OWNPROG 非行少年の自己診断
 SOCADJ 社会適応(数字は年齢)
 ADSOCADJ 成人後の社会適応(一九八三—八四年)

第5表から判るように、一六—一九歳の時の社会適応と成人後の社会適応が高い相関を示している。また、九個の予測変数では、精神医学的診断と社会心理学的診断との成人後の社会適応の相関が高い。ただ、精神医学的診断と社会心理学的診断とはほぼ同じような事項が根拠にとり上げられていることを指摘しなくてはならない。

著者の総括の主な点を拾っていくと次のようになる。

1、社会適応の問題には一種の一貫性があり、少年期に適應問題にぶつかった者は成人後も同じように適應問題にぶつかっている。

2、しかし、少年期に非行歴のある者の中にも、成人後安定している者がいる。又その逆もある。ただ、割合からいえば、

少年期に非行のあった者の成人後の社会適応が改善する可能性は、そうでなかった者と比べて小さい。

3、D₁群とD₂群とが成人後はほぼ同様の社会適応状況を示したことから、施設収容の効果について再考する必要性があるかもしれない。が、重大な犯罪記録をもつ者の成人後の社会適応は困難と思われる。

4、少年時の状態からその成人後の社会適応を予測した場合、見込の悪い者がよい社会適応を示すことがある。又、一般に、社会適応の状態は比較的に良い状態に向う傾向がある。個々のみにて、少年期より適応状態が悪化したのは全体の一・五%ぐらいであった。

5、少年期にみられる初期の社会適応の問題は、将来成人後の社会適応状態を暗示するものではあるが、他方、十代に予想されたとは全く違った方向に成長する可能性も大きい。

6、少年期の条件で後の社会適応に関係があると思われるのは、養育のあり方、少年本人の自己の要求水準への適応、友人関係等であり、社会階層の問題は、下層の出身の者の社会適応は上層の者よりよくないということではあるが、余り大きな意味はもたない。同様に家庭の型（離散しているか否か）、地域の非行性も大きな意味をもたない。

7、非行少年に関する社会適応の問題の研究から得られる知見によって一般の少年の将来の社会適応を占なうのは困難で、むしろ、一般化は危険である。

8、個人の将来の社会適応を早期に予測することはほとんど不可能である。しかし、非常に社会適応の悪い者の限られたグループを見つけ出すことは必ずしも不可能ではない。同様に、良い社会適応を示す者の限られたグループを見出すことも不可能ではないであろう。

9、精神医学も心理学も社会心理学も、おそらく、同一の現実を各々の立場で観察しているといつてよいであろう。それらの相互の相関はかなり高い。

* * *

次に第八の報告書であるが、ここでは、上記の調査対象者が成人後注射による薬物乱用を行っているか否かを調べ、その有無によって二つの群を作り、それ以外の条件毎に両群を比較している。研究対象の主群（二八七人）について死亡者もふくめて薬物の乱用の有無をみると、乱用者は三二人、非乱用者は二五五人である。その者の少年時代の条件をしめすと第6表のようになる。また、少年時代の少年の社会適応、少年の行動との関係を示すと第7表のようになる。

この二つの表から個体、社会環境の両面で負因の大きかった者が成人後薬物乱用に走っていることが判る。

著者によれば、一〇、〇〇〇人の同年齢の者の母集団を想定した場合、その六%（六一六〇〇人）が一〜一五歳の間に犯罪で警察に補導され、残りの九、四〇〇人は無事にすこす。非行群六〇〇人の中の四〇〇人は非行を一回するだけで、二回以上く

第6表 薬物乱用と少年時の状態 (%)

条 件	非乱用者	乱用者
11-15歳時に一家離散	24	22
少年出産時母20歳未満	6	30
不安定な成育環境	1	67
低い物質的生活水準	34	79
11-15歳時の親との同居程度低	12	85
気まぐれで緩い養育態度	4	24
良い養育態度	75	9
実親又は養親のアルコール乱用	5	79
実親又は養親の犯罪歴	14	19
家庭環境全体が不良	18	88

総数、非乱用者255、乱用者32。(PM 1985-11, p.12, Tab. 2.)

第7表 少年時の行動など (%)

行 動	非乱用者	乱用者
登校拒否	なし	78
	多い	3
学校への全体的適応	良い	85
	不良	4
友人の非行性	なし	64
	大	10
余暇の内容	良い	51
	不良	0
要求への適応	良い	87
	不良	4
社会適応全体(11-15歳)	良い	79
	不良	4
社会適応全体(16-18歳)	良い	90
	不良	4
社会心理学的診断	良い	72
	不良	2

(PM 1985-11, p.15, Tab. 3.)

り返すのは二〇〇人になる。一方、成人後の薬物乱用者二〇〇人のうち、D₁群に属するのは、五〇人、D₂群に属するのは四七人、そして一〇三人はC群に属するという。上の二つの数を合わせると、C群は九、四〇〇人中一〇三人で約一%、D₁群は四〇〇人中五〇人で約一二%、D₂群は二〇〇人中四七人で二四%になる。ここで著者が問題にするのは、二〇〇人の乱用者の五〇%強が少年時代に何の問題もなかった者の中から生じていることである。母集団が非常に大きい(だから発生率は一%)こともあるが、研究結果を実際に活用する上では困難をもたらすと

する。薬物乱用予防対策を上三個の群すべてについて考えるとするれば、全ての少年をその対象に考えなければならぬ。そこで、右の非行群、統制群別の方法をやめ、薬物乱用の発現の有無だけをみて、それと、第6表及び第7表の一五の項目(最後の三項目を除く)との関係から予測表を作成することを試みている。

著者が結論で述べているのは、誰でも薬物乱用者になり得るといふことである。しかし同時に、その社会的背景を無視することも許されない。成年後に社会的に大きい問題を作り出

第8表 研究の一覧

研究名	地域・期間・対象の数	研究の主題	主要資料
Gavle Study	Gavle市 1968-70, 1973-75 N=989	犯罪者—被害者関係と特徴, 犯罪状況	警察記録, 前科記録 福祉記録, 住民記録等
警察地区調査	56市, 21警察地区 N=5889	都市間, 都市内, 都市農村間の相違	警察記録, 住民記録等
大都市調査	Stockholm市 Jan-Jul, 1982 N=940	都市間の相違, 犯罪者—被害者関係・特徴	警察記録, 薬物記録, 非行記録, 住民記録等
Cohort 調査	大 Stockholm 地区 1953-Jul. 1979	初発年齢, 分布, 継続, 特殊化	Cohort群の犯罪的, 社会的背景 (大都市 Project database)
Stockholm 市 粗暴犯罪調査	Stockholm 市 1978-1979	大都市粗暴犯罪の予備調査	警察記録
地域変動調査	国内70地域 1978	粗暴犯罪と他の社会問題, 失業, 酒精消費・乱用の関係	社会庁及び Stockholm 大学作成の database

(Report No.15, p.14, Schedule 1.)

す危険のある少年は、同時に薬物乱用者になる危険性を負っている少年でもある。反社会性の発現形式は偶然によるもので、犯罪防止活動も薬物乱用防止活動とともに、その機会を減少させる方向にもむけられるべきであり、個人を目的とする長期的措置とは別に考えられるべきであるとされる。

第九の報告書は、刑事訴訟手続の内外で被害者の救済手段がどのように講じられ、制度化されているかを述べたもの。

第一〇の報告書はスウェーデンにおける薬物問題の概要を述べているもの。⁽³³⁾

第一一の報告書は、一九七八年から一九八三年の間に著者がさまざまな形で行って来た研究調査を一編に集大成したものである。ここにふくまれる研究は、全て人身犯罪に関する研究で、著者はそれらを、Gavle Study, The 21 Police District Study, Big City Crime Study, The Cohort Study, The Regional Variation Study, The Stockholm Violent Crime Study と呼んでゐる。

この六個の研究の内容方法等は、第8表の通りであり、得られたデータを生態学的研究 (ecological study) の視点で総合することが、本報告書の目的になっている。

報告書は、一、記録された粗暴犯罪と現実の粗暴犯罪、二、

第9表 警察記録に基づく人身犯罪の推定数

	警察記録	推定1	推定2
軽度, 未知, 家屋外	29	39	23
重大, 未知, 家屋外	21	7	6
軽度, 知合, 家屋内	21	36	54
重大, 知合, 家屋内	14	5	4
軽度, 知合, 家屋外	6	8	10
重大, 知合, 家屋外	5	2	1
軽度, 未知, 家屋内	3	3	2
重大, 未知, 家屋内	1	0	0
計 (N=)	100 (2,372)	100 (6,859)	100 (9,059)

(Report No.15, p.49, Tab.12.)

第10表 人身犯罪の分類

全事件	}	有り	公務員又は従業員……………(1)
			一般の人……………(2)
介入……………	}	無し	社会的関係 (3)
			言語的争い……………経済的関係 (4)
			状況的葛藤 (5)
			喧嘩 (6)
			非言語的争い……………突発的攻撃 (7)
その他……………			(8)

(Report No.15, p.74, Fig.5.)

(2)、重大でない人身犯中犯人と被害者が未知なもの、(3)、(2)の中で家屋内で犯罪が行われなかったもの、(4)、(2)の中で家屋内で犯罪が行われたもの。以上の(1)~(4)の相互の比率を著者は、(1)を一とした場合に、(2)を三、(3)を四、(又は六)、(4)を五(又は一〇)と推定している。これによる事件数の推定は第9表のようになる。その他、被害者、年齢、曜日、地域の違いによる暗数の推定を行っている。

第二部では、人身犯罪の理論的な説明を試みる。ここでは、行為者よりも行為に焦点があてられており、第10表のような人身犯罪の分類が示される。これはキューホルンの葛藤の分類とは別の視点をとっている。著者が

犯罪状況…犯罪者と被害者の特徴、出生コーホートにおける粗暴犯罪者。三、生態学的側面…時間的変動、地域的変動、都市農村間の相違、都市間の相違、都市内の変化。四、結論部分、に分けられている。

第一部では、暗数と検挙率が扱われている。暗数について、それに影響する要因として犯罪の重大さ、犯罪者と被害者の社会的距離、犯罪の目につきやすさ (visibility) をとり上げており、この三個の要因から人身犯罪における暗数の出現度を次のように分けている。暗数の少ない方から、(1)、重大な人身犯、

英語で intervention と表現する介入(著者はこれを葛藤に先立つものとしているが)が今ひとつ具体的でないのが、その分類の理解を困難にしているように思われる。この表によって全ての人身事件は八つに分けられ、その各カテゴリー毎に、性別、年齢、国籍などによる構成が示されている。その他、前歴、アルコールとの関係、暴力的手段、武器の使用、犯行の場所・時間がとり上げられている。あくまでも、犯罪の状況の分析に力点があり、犯行の動機にかかわる部分への言及はみられない。そして、検討は、暴力事件 (violent events) の構造の分析にすす

む。ここでは、大都市調査のデータ(九四〇例)の内容分析が中心である。抽出された分類は次の通りである。1 青少年ギャングの喧嘩、2 前歴者間の喧嘩、3 年長(失業?)者間の喧嘩、4 外国人の事件、5 女性を被害者とする事件、6 業務従事中の者に対する事件。

次に、著者は一九五三年生れの者のコーホートデータを用いて、人身犯についての分析を行っている。総数一五、一一七人のうち、二、三八七人(一九%)が犯罪を犯している。一二%が二回以上の犯罪を起している。勿論窃盗が一番多い。人身犯罪を起しているのは五九一人(四%)である。その中の五八%は one-time offender である。犯罪を犯していた者の五分の一は最低一回人身犯を犯している。人身犯は十六歳をこすと急にふえる。そして、一八一―一九歳で最大になる。一九七九年までの数で、人身犯一回の者が最大。全人身犯罪一、二九〇件の約半分六四五件を一九%(二二二人)の人間が犯している。窃盗を中心とする他の犯罪では、若年の時に初回の犯罪が行われているが、人身犯では、これと逆比例して、年齢が高くなってからの初回者の方が多い。そして、大多数は一回限りの犯罪者で、反覆する者は少ない。しかも、純粋な暴力事犯だけの犯罪者は稀である。反覆があっても一年以内に概ね収まっている。

第三部の生態学的研究においても、著者は行為を中心に考えている。Shaw, McKay に連なる研究は犯罪者の居住する地域の特徴を分析しているが、それとは別の犯罪の発生する場所の

研究としての地域の研究を考えている。アメリカと違って歴史的伝統に支えられた地域構造をもつ国として、日本と同様に、居住地と行為地とが分かれていることがうかがわれる。著者によれば、人身犯の約10%は、余暇に、都市の盛り場で行われているとされる。とくに、第10表に示す分類でいうと、(1)、(2)の八〇%、(6)の六九%、(5)の六一%、(7)の五六%、(3)の三七%は盛り場(central ward of the city)で発生しているという。

次いで、人身犯の一九五〇年以降の歴史的变化、季節変動、週間変動、一日の二四時間内の変動を各々の人身犯の種類に関連させて分析している。更に、犯罪の地域的な変動を、社会問題、失業問題、アルコール消費、アルコール乱用、都市化の各指標と関連させて分析している。

分析方法は内容分析の方法で、四個の要因が合わせて、七十二%の変動を説明するとしている。その四個とは、I、社会保障、飲酒、犯罪一般、II、失業、失業救済事業、早期退職、III、スピリッツ類の消費、アルコール消費、IV、禁酒保護対象等であり⁽²⁵⁾、Iを一般的社会問題、IIを労働市場問題、IIIをアルコール消費問題としている。IVについては特にとり上げない。これらの要因と人身犯の関係が地域毎に分析される。結果は、要因Iと人身犯の相関だけがはっきりとみとめられ、他ははっきりしなかったとされる。

都市地域と非都市地域との比較では、人身犯は都市地域の方に約四倍多く発生している。犯罪者・被害者の性別分布には変

第11表 地区の特徴と犯罪、犯罪者、被害者の千分比の相関係数*

地区の特徴	21 都市地域			ストックホルム市		
	犯罪	犯罪者	被害者	犯罪	犯罪者	被害者
平均収入	-7	-15	-15	6	-36	-40
収入の heterogeneity	-5	-13	-18	28	-39	-30
14歳未満の者(%)	-22	0	0	-16	1	-7
60歳以上の者(%)	10	-8	-8	4	-16	-17
15歳以上の女性(%)	-11	-4	-6	-17	-3	-9
外国籍の者(%)	5	35	38	8	32	41
家屋の大きさ(平均)	-22	-12	-14	-13	-10	-14
1-2 人家族(%)	-20	-27	-29	-11	-35	-37
公営住宅居住(%)	-2	30	32	-6	47	44
小住宅居住(%)	16	19	21	32	17	23
大住宅居住(%)	-10	-23	-24	-1	-36	-38
老朽住宅居住(%)	16	-5	-3	13	-26	-20
児童と同居の家庭(%)	-21	-3	-5	-15	-1	-2
欠損家庭(%)	29	33	43	11	36	40
空家(%)	9	23	23	42	2	14
就労の場所(%)	44	4	5	36	-4	14
職場の労働者の数	29	3	5	12	4	3
商業中心地	55	5	9	87	-8	5
市の中心からの距離	-26	-8	-12	-24	8	2
過密家族(%)	8	26	26	3	28	33
ブルーカラー(%)	-3	5	2	-8	43	32
社会保障受給(%)	25	47	40	7	50	47
就労婦人(%)	-6	-4	-2	-25	32	29

*数値は100倍されている。

(Report No.15, p.204, Tab.88. および p.240, Tab.105.)

化なく、年齢では、二〇〜三九歳の層が都会に多く、その上での年齢層は田舎に多い。都市地域の事件は未知の者の間の事件が多く、田舎では、既知の者の間の事件の比率が大きい。実数では、都市地域と田舎とで、家族間の事件数に大きい相違はな

Distance Typology (距離の型) が提示されている。得られた事実は、都市の人身犯は都市の中心部に集中的に発生しているということである。しかし、犯罪者、被害者の住所は都市の周辺に集まる。そして、犯罪者の発生する地区は社会

い。犯罪の発生場所は、家屋内での発生数は双方ほぼ同じで、街路での事件は都市地域に多い。これらの相違の説明要因としては、都市地域と田舎での人間の接触の密度と性質の違い、社会問題の量と質の違いが考えられる。

都市と都市の間の相違を説明する要因は、それぞれの都市の性格、非居住者の数、都市に特殊なイベントの存在、社会問題をもった個人の数だとされる。

都市内の地区毎の相違 (intra-city difference) の分析に当りて著者は、ward を一単位として検討している。人口四八一人以上の ward を三九個所えらび、各 ward 毎に二〇項目の事項を調査し、それを、犯罪行為、犯罪者、被害者について比較している。又興味のある分析方法として、被害者と犯罪者の相互の犯罪発生地との距離を九個の型に分ける

(45)
問題地区であり、社会的ランクの高い地区には少ない。都市中心部（盛り場）の人身犯は、それ以外の都市地域内の人身犯とは異なっている。

都市の中心部を除けば、犯罪の発生地の分布と、被害者及び犯罪者の居住地の分布とは同じになる。人身犯罪は、犯罪者、被害者の住居から五〇〇メートル以内の場所で起る場合が一番多いという指摘が興味をひく。女性の場合には、こうした地域での被害が最大だという。ただ、ストックホルム市の場合には、他の都市地域とはやや異なっているという指摘がなされている。双方のデータの関係を示す表を、第11表として掲げることにする。

第一二の資料は、スウェーデンの裁判所手続法の一九八四年現在の英訳である。

第一三の資料については、第八の報告書とともに説明した。

第一四の資料は昨年ストックホルムで開催された経済犯罪に関する国際会議⁽³⁸⁾の報告である。参加者による個別報告六本と三分の分科会の討議結果の報告とが載せられている。

歓迎演説もふくめて、七本の報告の演題と報告者は次の通りである。

Lennart Myhlback, Address of Welcome to the Inter-

national Research Conference on Economic Crime
Georges Kellens, Economic Crime: Some Priorities for Research

Michel Levi, A Criminological and Sociological Approach to Theories of and Research into Economic Crime

Steiner Ström, Economic Crime
Claes Gustafsson, Some Notes regarding Management Theory, Managers and Economic Crimes

Klaus Tiedemann, International Research Tasks in the Field of Economic Crime — from a Criminological and Jurisprudential Point of View

Imre A Wiener, Economic Crime from the Jurisprudential Aspect

各々の報告者によって経済犯罪への接近の仕方は異なっているが、全体として、経済犯罪の輪廓が伝えられている。薬物、売春などの違法な企業活動、脱税、補助金の不正取得、破産詐欺などの犯罪のほか、企業が通常の営業活動の中で犯すいわゆる会計上の犯罪、更に環境汚染、消費者保護にかかわる犯罪などが幅広くとり上げられている。

会議のテーマは三つに分れ、1 犯罪学的、社会学的観点⁽³⁹⁾、2 経済的観点⁽⁴⁰⁾、3 法律的観点⁽⁴¹⁾の三つの分科会が、これらを各々扱っている。第一の分科会では、経済犯罪が、企業を積極的に犯罪目的に用いるもの、国家の経済的利益を害する犯罪、国の経

济統制法規の違反の三種に分けられ、その各々に伝統的な犯罪理論の適用の能否がとり上げられている。基本的には、国家、国民、経済（企業）の三者関係の緊張の中に経済犯罪を位置づけている。第二の分科会では、従業員や個人営業者の犯罪と企業体そのものによる犯罪が分けてとらえられ、国際金融市場における犯罪を新しい領域としてあげている。責任、違法という概念よりは、有害という概念が選ばれているように思われる。⁽⁴²⁾

第三の分科会では、経済犯罪に対する制裁の種類、法人の処罰、代表者の処罰、有罪、挙証責任、一般条項、法曹の専門教育（企業経営について）などがとり上げられている。

なお、報告者の報告について少しふれると、Kellens（ムルキ）は、イデオロギー的視点の重要性を、Levi（イギリス）は、研究実施上の詳細な留意点を、Ström（ノルウェー）は、経営倫理について、Gustavsson（フィンランド）は、主に脱税問題について、納税の強制と納税の道徳的義務との対立を、Tiademan（西ドイツ）は、有害行為としての経済犯罪の理解に立って、問題を包括的に、Wiener（ハンガリー）は、国の経済政策を重視した立場で、各々経済犯罪について論じている。

第一五の資料は、一九八四年から作成されているもので、原資料は、*Brottsligheten och Kriminalpolitik* (BRÅ-S 1983: 1) である。一九八五年版として、最新の統計資料が用いられている。内容は、暗数、登録された犯罪、地域分布、犯罪のさう勢の短

期的変動と長期的変動、犯罪の実像、犯罪者と被害者、犯罪による損害と犯罪のコスト、刑事政策の目標、刑罰法規、犯罪統制の機関、犯罪の原因と刑事政策の問題点に分れている。

この資料は、スウェーデンの犯罪とその対策についての要領のよい紹介になっている。

資料の一六は、概観（一九八四年）法学研究五九巻五号で紹介した資料の改訂版である。⁽⁴³⁾

BRÅ Apropå は六号まで発行された。⁽⁴⁴⁾

(1) 今回は送付がなかった。しかし、本稿脱稿後、校正中にスベリ教授より他の資料とともに送付されて来た。余白と時間の余裕の関係で後半に載せられている論文の著者と標題のみを紹介する。

Inger Eriksson, Miljöbrott - En dold brottlighet (環境犯罪 — 隠れた犯罪)

Bj Svensson, Europisk kriminalpolitik 1986-1991 (ヨーロッパの刑事政策、一九八六—一九九一年)

Johannes Knutsson, Kan återfall i allvarlig brottlighet förutsägas? (重大な犯罪の再犯を予測できるか?)

Artur Solarz, Narkotikabrottsligheten, narkotikamissbruk och kontrollpolitik under perioden 1980-1984 (薬物犯罪、薬物乱用及び取締政策、一九八〇—一九八四年)

(2) 坂田、スウェーデン犯罪防止委員会の報告書概観（以下「概

- 観と略す」(一九八二年法学研究五六卷一〇号六二頁で「Återvinning」を買戻しと訳したが、否認権の行使)と改める。
- (3) 罪名の訳語は、原則として、宮澤浩一訳「スウェーデン刑法典(法務資料四〇六号)」による。
- (4) 破産法 (Konkurslagen) 二二二条参照。しかし、我が国の「五七」破産犯罪の規定が破産法の中に規定されているのではなく、刑法一章の罪の中に破産にかかわる犯罪は多く見られる。
- (5) 坂田「スウェーデンの仮釈放について、昭和六〇年度刑法学会ワークショップ」『仮釈放』(京都産業大学)での報告及び坂田「犯罪者処遇の思想」二三頁以下、一五六頁註二五参照。
- (6) Brotsutvecklingen - Lagsrapport 1984, BRÅ Rapport 1984: 5, p. 42. 概観(一九八四年)「法学研究五九卷五号九六頁一〇八頁註5。Bo Svensson, Halvtidsstraffningen, BRÅ Apropå nr. 4 (1985), pp. 11, ff. cf.
- (7) I. Persson, Inbrottsligheten i Stockholm が参照されているが、詳細は「この報告書からは不明である。検挙率、犯罪性ある者の再犯率、罪質による再犯率の変化、一件の検挙事件に対する認知事件の割合、関連検挙事件(概観(一九八四年)「法学研究五九卷五号一〇八頁註5の参照)の数などが考慮されたものとである。
- (8) 寄稿者や題目は下記の通り。
- Artur Solarz, Datortekniken och brottsligheten - kriminologiska synpunkter (コンピュータ技術と犯罪)
- Viivke Fålk, Datoriserade betalkort - kriminologena och brottskyddande aspekter (カードの犯罪学的・犯罪予防的側面)
- Christer Linden, Elektroniskt sigill för skydd av elektroniska pengar (電子的保護方策としての電子的シール)
- Lars Dykert, Fungerande intern kontroll i ADB-system som en

- brotsforebyggande faktor - revisorernas synpunkter (データ自動処理システムの内部統制)
- Kristian Beckman, Administration av säkerhetssystem vid en stor datorcentral (大データセンターの保安システムの管理)
- Lars Arosenius, Datateknik och brottslighet - en leverantörs synpunkter (コンピュータ技術と犯罪)
- Lars Kristiansson, Odödliga experter i komplexa system (複雑なシステム内の不死の専門家)
- (9) 例えはジュリスト八三四号の特集など。
- (10) 刑法九章が一部改正され、「偽計を用いて、行為者の利益及び被害者又はそれに代る者の損害を意味するような、行為又は過失に他人を犯させる行為」を詐欺罪とする規定に、「自動的情報処理又はそれと同様な自動処理手段の結果に不法な影響を、不正確又は不完全な事実を提供したり或いはプログラム等の変更などの方法によつて与えた者も詐欺罪として処罰する趣旨の規定が追加されたようにである」(Artur Solarz, Datorbedrägeri i lagsutgången, BRÅ Apropå nr. 1 (1986), p. 33)
- (11) Rapport 1985: 3, p. 37. 著者は「コンピュータ犯罪を Brott som står i relation till dator. (コンピュータと関係のある犯罪)と規定している。
- (12) Ibid, p. 139. 一九八〇-一九八四年の間にヨーロッパで起きたコンピュータ関連犯罪五九件中一九八四年までに犯人が検挙されたものは一件だったという。
- (13) Ibid, p. 215 に四八件の事件の一覧表がある。
- (14) サギランド「犯罪の原因(所一彦他訳)一九六頁参照。これをコンピュータ犯罪として考える立場がある」(Rapport 1985: 3, p. 38, cf.)。

- (15) Rapport 1985: 3, pp. 155 ff. cf.
- (16) Summary of Reports, NCCP, 1985: 5 Crime: Trends and Recent Development, 1985, 註(1)を参照。
- (17) 概観(一九八三年)法学研究五八巻三三〇頁以下参照。
- (18) Jerzy Sarniecki, Sprutnarokmaner, BRÅ Apropå nr. 5 (1985), pp. 4 ff., Do, Var det möjligt att förutse? BRÅ Apropå nr. 1 (1986), pp. 25 ff.
- (19) 表の目録と資料は下記の通りである。
Enkätundersökning av faktiska brottslighet bland skolbarn, SOU 1969: 1, Unga lagöverträdare I, SOU 1971: 49, Unga lagöverträdare II, SOU 1972: 76, Unga lagöverträdare III, SOU 1973: 25, Unga lagöverträdare IV, SOU 1973: 49, Unga lagöverträdare V, SOU 1974: 31
- (20) PM 1985: 11, p. 8, Tab. 11-1, Report No. 17, pp. 14 f. (SOU 1971: 49, pp. 22 f, pp. 62 ff.)
- (21) G. Jonsson och A. L. Kälvester, Stockholmspolisår, 1964.
- (22) 「社会階層 I・IIと田」「家族離散の有と無」「居住地域の非行性の大中小」の三個の dichotomy により八種の層別が作られた。
- (23) Report No. 17, p. 17.
- (24) PM 1985: 11, p. 9.
- (25) Ibid, pp. 23-24 をその一覽表(第6表)が、その中で、引用している。なお、概観(一九八三年)法学研究五八巻三三〇頁以下を参照。
- (26) 第6表参照。
- (27) Report 17, pp. 36 ff.
- (28) 評定は五段階に分けて行われている。
- (29) 1 知的・情緒的貧困、2 精神病、3 一次的人格異常、4 幼兒的

- な自我の弱さ、5 一次的人格異常を伴う神経症、6 幼兒的な自我の弱さを伴う神経症、7 神経症、8 正常の八型
- (30) 社会的学習の行われる状況に重点をおいた四個のプロファイル (Ibid, p. 53)。
- (31) 1 おたやかで確固とした、2 おたやかな、3 きびしい、4 放任、5 気まぐれの五型。
- (32) PM 1985: 11, p. 17, この数字の根拠は不明である。
- (33) 概観(一九八二年)法学研究五六巻一〇号三三頁以下、同(一九八三年)法学研究五八巻三三〇頁以下参照。
- (34) 概観(一九八四年)法学研究五九巻五号八六頁以下参照。
- (35) Report No. 15, pp. 172 ff.
- (36) Ibid, pp. 220 ff.
- (37) ただし、米國で使われる用語法とは意味が違ふという。非行・犯罪の発生の仕方、我が國のいわゆる「トマン」現象によく似ているように思われる。
- (38) BRÅ Apropå nr. 2 (1985), pp. 10 ff. cf.
- (39) 座長 K. Sveri
- (40) 座長 A. Lindbeck
- (41) 座長 H. Rastad
- (42) 全議の討論資料には、"punishable as well as possibly lawful but culpable acts committed in the business community and involving large financial or other values." (Report No. 18, p. 148) となっているが、その中の culpable と harmful と Tiedeman は修正して用いている (Ibid, p. 99)。
- (43) 法学研究五九巻五号九九頁参照。
- (44) その内容は下記の通りである。
Nr. 1

- Inger Eriksson, Tekniskt brottskydd
Artur Solarz, Om förbud mot narkotikakonsumtion
Charlie Hjelm och Noomi Liljefors, Psykiskt störda lagöverträdare
Ulif Palmefeld, Myten om mästertjuven
Bo Svensson, Vålfärd och kriminalitet i Sverige
Nr. 2
Christer Sanne, Egenarbete som brott. Den informella ekonomin och lagen
Gunilla Wiklund, Internationell konferens: Ekonomisk brottslighet allvarligt samhällsproblem
Johannes Knutsson, Ändrade åtalregler vid misshandling: Vad har effekten blivit?
Gunilla Wiklund, Missbruk bland ungdom i Ecuador: Alkohol vanligast, norkotikan på uppmarsch
Nr. 3
Siv Hendriks-Wernersson, Samhällstjänst i Nederländerna
Göran Hedebrö, Kriminaljournalistik i medierna: Kritisk samhällsbevakning eller lösnnummerförsäljning till varje pris?
Jonas Liljequist, Tidlag-ett ungdomsproblem på 1600- och 1700-talen
Johannes Knutsson och Pirjo Partanen, Likheter och olikheter mellan kvarterspolicer och ordningspolicer
Gunilla Wiklund, Sexuella övergrepp mot barn
Nr. 4
Jan Andersson, Brottsutvecklingen 1950-1984
Bo Svensson, Halvtidsfrigivningen
Åke Daun, Har någon monopol på rättvisan?
Edvard Wibling, Läktarvåld Tankar kring ett studiebesök i England
Nr. 5
Jerzy Sarnecki, Sprutnarkomani bland "vuxna Stockholmspojkar"
Margaret Show och David Riley, Föräldrar och tonåringar
Lars-Göran Sund, Medel för minskad ungdomsbrottslighet
Föräldrar betalar för skador som barn och ungdomar vållar
Berl Kutichinsky, Hur vanligt är incest?
Frank Walkerson, Dömd till böter - och sedan?
Göran Landerdahl, Skattefusk och branschillhörighet - finns det något samband?
Nr. 6
Jerzy Sarnecki, Kriminologisk kunskap och brottsförebyggande arbete
Gunilla Wiklund, Våld i familj
Bo Svensson, Censur för video?
Gunilla Wiklund, Manligt allt vara polis
Klas Lihner, Brott mot liv
Gunilla Wiklund, Moral, skuld och försörjning
(一九八六年四月一九日稿)